									00830
同同同丙	同同乙	臨時配合肥料十二號甲		(一) 原料配合	臨時配合	昭和十七日	<b>松島取縣告示第四百九</b> -	,,,	鳥取
四四四〇	四四四〇	四二四三〇	安	安合	肥 料	年七月二		古川	縣
1	1		1 1			十 八 <b>日</b>	<b>下三號</b>		報
1	三、七七〇		<b>婚</b> 六 酸 %	-	縣		料左ノ通追!	示	
三、七七〇	· -[]:	貫	<b>游</b> 五 酸 %		土	r	加ス	•	第昭和
1	1	1	<b>姓</b> 四 <b>酸</b> %		肥				第千三百五
7,700	一、八〇〇	八八〇〇	大 豆 粕		之		1		第千三百五十四號昭和十七年七月二十八日
1		1	粕						號日
1	1		- t-st						火
-10,000	- 10,000	1	末柏合五計						日日
	丙四、四三〇 三、七七〇 - 1、八〇〇	内 四、四三〇	説明 四、四三〇   二、七七〇   二、七七〇   二、八〇〇   二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	Mac	で		No.   No	Na	法   

< 3

鳥東縣公報

火金曜日發行

(株日ニ當ル)

第千三百五十四號

(第三種郵便物認可)

本書ノ大キサハ國定規格45判

同 同 同

同同同同

取

(第三種郵便物認可)

、八〇〇

三させら 二、八四〇 二、八四〇 三、七七〇 三、七七〇

> 10,000 10,000 10,000 10,000

配合肥料 保 證 同 闻 同 十四號甲 十二號甲 同 同 十四號甲 同 同 Z Z 丁 丙 丙 丁 丙 乙 丁 丙 乙 示 四四四〇 二、大10 二、大10 四、四三〇 ニズーの ニボーの 四四四三〇 簅 成 素 分 三七七〇 全 二、八四〇 -0% 0 100 量 0,0 0,0 九、八八 九、八 九、八八 量 ァ ン モニア性窒素 九、0 九% 九(0 九〇 九,0 九,0 九、0 鱗 酸 二、八四〇 全 五六八六六〇 六三 五、九 六ニ 六七 五五五 六<sub>%</sub> 六 可 溶 性 五、九 五五五 五九九 大、三 五、二 五五 四、五五〇 四、五五〇 四、五五〇 四、五五〇 酸 加 里 1、八〇〇 八八〇〇 、八〇〇 全

量

水

溶

性

加 里 10,000 10,000 10,000 10,000

同同

同 同 同 同 臨時

(=)

同

十七號甲

Z

00842

同 同同 ◆鳥取縣告示第四百九十四號

同 同 同

丁 丙

九三 九、三 九三

大、五

六二

ミス 四、一 四、四 四、七

六、ス せ、こ

五二

i

九三

昭和十四年一月鳥取縣告示第一號昭和十三年水害復舊耕地事業補

務所」ニ改ム

第九條中『臨時水災復興事務局耕地係派出所』ト

アルヲ

「地方事

鳥取縣知事

土

肥

之

助規程ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年七月二十八日

士:

肥

米

之

規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年七月二十八日

昭和十六年九月鳥取縣告示第百六十四號農業土木工事用機具貸與

◇鳥取縣告示第四百九十七號

◆鳥取縣告示第四百九十五號 鳥取縣知事

昭和十三年七月鳥取縣告示第三百八十七號農產資源開發開墾獎勵

昭和十七年七月二十八日

規程ハ之ヲ廢止ス

鳥取縣知專

**±** 

肥

\*

Z

二改ム

第十三條中「鳥取縣耕地課出張所」ト

アルヲ「所轄地方事務所」

鳥取縣知事

土

肥

米

之

◆鳥取縣告示第四百九十八號

◆鳥取縣告示第四百九十六號

中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 明治四十五年二月鳥取縣吿示第六十一號鳥取縣耕地整理獎勵規程

昭和十七年七月二十八日

第千三百五十四號

公

昭和十七年七月二十八日

(第三種郵便物認可)

業補助規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事

土

肥

米

之

昭和十七年一月鳥取縣告示第二十九號昭和十六年水害復舊耕地事

中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事

土

肥

之

第十三條中

「耕地課出張所」

取

公

報

第千三百五十四號

昭和十七年七月二十八日

(第三種郵便物認可)

◇鳥取縣告示第四百九十九號

Ш

西伯郡日吉津村大学日吉津

七月二十二日昭和十七年

合

合置行

務

肵

肵

在

地

解散年月日

彙

報

昭和十六年一月鳥取縣告示第八十九號阜害防止農用公共流設新設

◆鳥取縣告示第五百號

第十條中「耕地課出張所」トアルヲ

「地方事務所」

二改人

鳥取縣知事

昭和十七年七月二十八日

第十三條中「臨時水災復興事務局耕地保派出所」 肥 1 7 米. ルヲ

「地方 之

回

第三

同

同

第四

同

昭和十年二月鳥取縣吿示第五十六號災害復舊耕地事業助成競程中 ◆鳥取縣告示第五百一號

同

第五

事務所」ニ改ム

昭和十七年七月二十八日

左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣知事 土 HP.

米

之

昭和十七年四月鳥取縣告示第二百二十三號農道改良事業補助規程 トアルヲ「地方事務所」 二改山 第一條中 事務所」ニ改ム 第十三條中「臨時水災復興事務局耕地係派出所」トアルヲ 「昭和十五年度」ト アル ヲ 「昭和十七年度」

一改

「地方 L

# ◆鳥取縣告示第五百二號

左ノ通養蠶實行組合ノ設立ヲ認可 セ

日吉津村海川第一 養蠶實行組合名 昭和十七年七月二十八日 海大西 地 鳥取縣知事 事務所ノ所在地 土

IE

之

認可年月日

第二

同 第 區

母川 第 一 區入字 日吉津字日伯郡日吉津村 六七一番地村人字目 吉津

七月二十二日昭和十七年 同

六八四番地 日吉津宇海川 大字

同 第 Ξ 圓 番日同 

同

第 四 ᇤ 七日同 一九番地 吉津宇海川 大字

同

同 第 Ħ. 區 六日同 元吉 番地ツー川 津字大川

同

左ノ通養蠶實行組合ノ解散ヲ認可 ◇鳥取縣告示第五百三號 セ

1)

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土

肥 米

Z

昭和十七年七月二十八日 | 照高郡逢坂村外一耕地整理組合長同副長左ノ通選任

件認可セリ

鳥取縣知事

土

◆鳥取縣 告示第五百五號 同郡同村大字同 組育副長 氣高群逢與村大字會下組合長

組台副長

谷中

尾島

正義

人人

島取縣知事 士 肥 米田野郡へ郷村貝田原耕地整理組⇔規約變更ノ件認可セ

之

挺分すると共に、 のであつて、 ある。 敵は富强なる 軍備と經濟力とを 以て長期敏を期してゐる

此の際以々一億國民は鐵石の團精を以て聖戦元逐に

東亜民族の指導國民としての實力を涵養し、

以

に仏つて明朗アジヤの出現することもそう遠いことではあるまい

併し找々は此の戦捷に醉つてはならない。
戦ひは寧ろ之からで

果を擧げてゐるのであるが、

アジャ圏内からの敵性図家群の敗退

窓に赫々たる戦

つてゐる。島里の行くところ敵なく陸に、

今や我國は未質有の戰局に際質し雄人攝北なる人東亞戰爭を戰

社命教育課

て皇國の歴史的使命たる大東亞建設に邁進しなければならぬ。

而して之が達成のため縣では次の如き「放送教育指針」を決定

日野郡八

(鄉村貝田

島取縣知事 土 肥 米 之 七年七月二十八日 日山原耕地整理組合第一區拠地處分/件認可セ

して迅速性、

廣播性、

同時性等の機能を

**有するラヂオを國民指導** 

民

教養に貧すると共に

幽民

鳥

取

縣

公

報

第千三百五十四號

昭和十七年七月二十八日

(第三種 郵便物認可)

玉

◆鳥取縣告示第五百六號

双妙長吉洞矢六 大字 長柄 大字 吉岡 大字双《原 大字妙德寺

柄岡谷矯山

同同同

原瀬 同同

 $\Diamond$ 

鳥取縣告示第五百四號

同同同同同同同

質力の涵養は大東亞建設の

根基

ラ

ジ

オ放送教育

G. Salar

吉尚村大字矢矯

反 氣高郡大鄉村大字六反田九八番地

昭和十七年七月二十八日

昭和十七年七月二十八日

(第三種郵便物認可)

大

体制を强化することゝなつた。 土氣を昻揚し、戰爭目的完遂の意氣を鞏固ならしめ、擧國一致の

國民學校に於ける放送教育

放送教育の目標

活化科學的關心の培養を招來せしめんとするものである。 直接結合せず、之に盛り得ざる題材を採り上げて教育効果を増 動性と綜合性を與へ、その効果の向上に資すると共に敎科書に 錬成に資するにある。 放送の機能、特性を教育上に積極的に活用し、皇國民の基礎的 更にラヂオ活用の基本的態度を涵養し文化機關の生 即ち直接教科に關聯して、その教材に能

# 放送教育の設備

- を取付け、校内放送にも併せ利用し得る樣設備すること。 經費と資材が許せば親受信機を設けて全教室にスピーカー
- 教室毎に電源を設置し、 器を移動式に利用してもよい。 學年毎の學級數だけの家庭用受信
- 己むを得ない場合は理科室、音樂室等の特別教室を利用し て放送聽取室とすること。
- 講堂及校庭に對する設備は必ずなすこと。
- 質の適正なるやう特別の考慮を拂ふことで 以上何れの場合に際しても學校の受信設備はその音量、 音

# Ξ 放送教育實施の機構

- 各學年に放送教育主任を置くこと
- 2 一學年が數學級に分れるときは學年の放送教育主任をも置
- 各學校に成るべく學級數のテキストを備へること。

3

5 4 聽取記錄を作り聽取狀況を記錄すること。

放送聽取黑板を設け毎週の番組を主任に於て掲示すること

- 聽取する放送種目
- 文部大臣より指定せられた學校放送

訓 話

學校向ラジオ体操 各

學年向放送

一年生の時間

二年生の時間

三年生の時間 四年生の時間

高等科の時間 五年生の時間 低學年の時間 六年生の時間

高學年の時間

學校新聞の時間

課外聽取

少國民の時間

重 要 行

# 其の他適當なるもの

聽取指導の實際

00838

五

- 聴取前の指導
- 學年毎にその週内の聽取題目を掲示し、 事前に準備すべ
- 當日は豫備知識を與へ聽取態度の指導をなすことの きものの指導をなすこと。
- 聴取中の指導
- 見童の聽取態度に付て指導すると共に狀況に應じ必要が 送内容の會得に努めること。 あれば準備せる教辨物を適當に示し、 又板書等をなし放
- 聽取要項、質疑事項等をノートに記録させること
- 聽取後の指導
- 放送内容に付て適切な指導をなし深化徹底を圖ること。
- 階の何れかに重點を置いて取扱ふと共に、之が教科に關係 指導過程は學年及放送資料に應じて聽取前、中、 のあるものであるときはその教材と一体たらしめるやう指 後の三段
- 5 場合は聽取題目を指示すると共に、 各學年の時間聽取以外に、各家庭又は自由に聽取せしめる 聴取上の注意に付て指

導することの

## 指導、 、一の注意

- 教科に直接關係あるものに付ては教科用圖書の教材と放送
- 題材との關聯に注意すること。
- 2 聴取態度の修練に留意すること。 內 放

Ł

Л 放送内容により全職員又は各關係職員共同聽取し、 成等に利用するも、只殊更に校内放送の濫用に陷らないこと。 指示傳達、學校ニユース放送、ラジオ体操、警樂放送、行事助 教師の時間聴取 聽取後相互

♦ 青年學校に於ける放送教育

に研究討論を行ひ之が徹底を闖ること。

放送教育の目標

資すると共に實務に從事しつゝ修學する青年の教養の繼續に資 放送の特性と獨自の機能を活用して、戰時下皇國青年の鍊成に

するにある。 放送の聴取種目

青年學校放送

青少年團放送 般放 瓷

取 0

Ξ

法

(第三種郵便物認可

B

Ę

縣

公 報 導することの

1

專

聴

取

教育上最も有益なる放送ある際は職員指導の下に集團聴

- 集團聽取は學校に於てのみならず部落別、班別青年常曾 取を爲し之が徹底を期することの
- の際等適宜質施すること。
- 1 重要なる放送であつても集團聽収をなし得ないときはそ 川席日に之が指導を行ふことの の題目を指定して各個に聴取せしめ、その要領を記錄し
- 主要なる放送種目に付ては豫め近達して聽収の方向の指 導を爲し自由に聽取ぜしめることo

## 四 指導上の注意事項

- 時には相常詳細に記録する訓練をなすこと。 聽収事項は普通學科の要領記述と連關し、 時には要項を又
- 2 慰槃等と聯關し各自の生活化の工夫を爲さしめること。 青年學校放送以外の一般放送聽取に關しては研究、修養、
- 一般に對する放送教育

新時代の文化機關たる放送を生活化せしめ教養報道慰樂等に資 るにある。 特に戦時下に於てその連報性にこる報道、國論の

> に强力に生かしめ、 統一、國民の情熱と士氣の昂揚等ラヂオの特性を國民指導の上 ものである。 學國一致の体制確立に貢献せしめんとする

#### 二聽 取 設 傰

- を考慮し設備家庭を中心に重要放送に取の隣組組織を作ら 各戸成るべく一豪宛の普及を闘るのがよいが、種々の しめることの 事情
- 2 部落貿場には必ず一豪宛のラジオを整備し之が保管管理に は青少年團幹部をして當らしめることの

### Ξ 聰取の方 法

- 1 重要なる放送のある時は隣組又は部落のラジオ臨時常會を
- 2 常會共の他の諸會合に於ても放送内容を研究の上成るべく
- 開くこと。
- 3 各家庭に於ける聽取の生活化を闘る爲常貿买の他の機會を 放送總取を取り入れ聽取指導を行ふことの
- 通じて指導を行ふことの

重要なる放送の聽取に關しては學校、役場等連絡の上、

學

4

- 5 校見童生徒を通じてその都度家庭へ周知せしめること。
- 思っせしめることの 部落に放送周翎懇板を設け車要放送は掲示し鯨取方一般へ

洩れなく授與して日夜禮拜せしめ、出生・七五三の説・入學・卒業・ 境内には國民教化の道場を設けるを可とす。又經濟的基礎を强固 告祭を行ひ、且各種會合もなるべく神社中心に行ふやうにし、尙 結婚・入退營・出征・歸還其の他日常生活上重要な事項は神前で報 **社を莊嚴にして社殿及び境內の清掃を完全にし、手洗水を綺麗に** 題調査會に於て、特別委員會を設けて種々研究審議して方策を講 にすること、氏子總代の活動を促すこと等も大切である。 する等形式的方面の整備をする外、大麻及び氏神の神札を氏子に じてゐるのであるが、今その概要を記すとまづ各神社に於ては神 氏子觀念の涵養方策については、中央教化團体聯合會の教化問

留意すること。又平時にありては祭典當日赤飯を炊き衣服を改め 特に朝詣り、朔日十五日の定期參拜を勵行し、常に境内の清掃に 告し、氏神祭典執行の時はもとより平素に於ても神社に参拜し、 ある。尙常會に際しては國民行事に當つて氏神を拜することとし 事を行ふと共に、氏神と共に樂しむ奉納和樂行事の工夫も必要で 親戚を招く等も考慮すべく、時局下にありてはそれに相應しき行 到來物を神棚に供へると共に辭令、任免等の時はこれを供へて率 を仰ぎ、大麻及び氏神神札を奉齋して家庭祭祀を嚴修し、初物、 次に氏子についていふと、常にその祭神の由緒を熟知して神德

# 氏子觀念の 涵養に就て

### 振 興 課)

皇祖大神に歸一し給ふ神と拜し奉らねばならぬ。そして氏子に對 性を闡明しなければならぬのであるが、氏神には通性と特性とあ のであつて、 しては親神として常に氏子を守護し惠み給ふことを本性とし給ふ つて、通性は皇祖大神に通じ給ひ、我が國最高の神におはします 精神的中樞を確立する意味に於てもまことに大切なことである。 都市農村を問はずこの氏子觀念の涵蓋は國家的に極めて重要であ ゐるけれども、 族制度の重點をなし、國家的に極めて緊要なものであるが、近時 るばかりでなく、 都市に於ては定住性のない生活様式の影響を蒙つてこの氏子觀念 抑々氏子觀念を考へるに當つては先づその精神たる氏神の御本 次第に薄らぐ傾向があり、 氏神を尊崇する我が氏子觀念は我が國の社會組織の根幹たる家 國民生活特に精神生活はこれを中心として行はれ 都會のこの傾向は又農村にも波及する惧もあつて 其の基底たる町内會、部落會乃至隣組隣保班の 農村に於ては充分密接に存續されて ね

取

縣

公

報

たい。

月

0

常會徹底事項追加

各職場、

諸関体でも其の諸行事特に慰安會運動會等を氏神祭日に

擧行する等注意が肝要である。

公

誤的行事をなさしめぬやう注意し、國民學校青年學校等に於ては 努めると共に、神社の經濟的確立を踊り、 會・展覽會・運動會・映畵會等もなるべく氏神祭日に擧行するとか 都土史の教授等に當つて氏神の由來を明らかにし、 叉 氏子總代は神社と氏子との關係を一層緊密ならしめるやり 祭典に當りては時代錯 各學校の學藝

的指導に任じ、 ると共に、神社参拜の精神及び作法等を指導し、家庭祭祀の積極 を表すべきである。 氏子のよき相談相手となり、 神職としては力めて祭神の由緒、神徳の内容等を知らしめ 且つ一般に郷土指導者たるの實を擧げて氏子を敎 その吉凶に際しては慶弔の意

して、 顯場の爲に氏子觀念の涵蓋は極めて重要なる役割を有する。しか の顯揚こそその中核でなければならないが、 あらゆる文化を大東亞に宣布する爲には、わが傳統ある精神文化 る我が大和民族として、 してこれが涵蓋は要するに心からなる實行に俟たぬばならぬ。 神國として世界に比類なき國体を創建し來れる我が日本國民と ば位の積極的なる協談實踐を期待する次第である。 西洋的個人主義文化を排して日本的なる この日本精神文化の زان

## 產業組合關係事務 地方事務所 ^ 移管

所轄地方事務所と充分連絡の上遺憾なきを期せられたい。 業組合關係事務は次の通りであるから、今後之が取扱に關しては 伺ほ各産業組合及同聯合會、 七月一日から開設の地方事務所へ移管せられることになつた産 醫療利用組合、 組合製糸等の關係

農

務

課)

- に付ては從來の通りである。 産業組合ノ定款變更認可
- 産業組合ノ登記事項ノ孎託登記
- 信用組合ノ事業上ノ餘裕金ノ法規定比率外管理運用ノ承認 信用組合ノ拂戾準備貯金ノ法規定外管理運用ノ承認
- 産業組合ノ諸国及諸報告ノ處理
- 農業倉庫ノ業務規程變更認可
- 農業倉庫ノ所在地、棟敷、建坪、 收容力變更認可
- 農業倉庫ノ諸屈並諸報告ノ處理
- 百理倉庫、 **籾貯藏倉庫、** 穀物倉庫ノ利州 狀況報告ノ 處理

で行ふ等の申合せを行ひ之を實行すること。 職会に於ても貯蓄組合の整備に努め、 慶半等の贈答は國債

	三 一歳或ニペナら申合せよ實行 一歳或ニペナら申合せよ實行 を置行すること。	工夫と秘訣を話し合ひ、相互に虚禮廢止、近所手前の見榮	(「部落會・町內會・隣組の常會に於て、主婦は各家庭に於ける」) 主婦の申合せと實行		各家庭にあつては家計費の再検討を行ひ、工夫の中から新一、家庭にかける賃予	て努力せられたい。	に本月	<b>勞の好機である。だれ勝な氣分を一掃し、暇を見出して僅かな動現下の時局は愈々擧國一致貯蓄の總進軍を必要とする。夏は動</b>	)貯蓄の勵行	る次第である。	たの	の二項目がとり上げられ、本誌に於てもこれを掲げて各位の協二、河川愛護の徹底	<b>一、夏期殺薬の勵行入月の常會徹底事項については</b>	(抗 身 記)
	年	月		日	西	東	氣	ス	岩	*	鳥	市		
THE RESERVE THE PERSON NAMED IN	=1	-	計	野	伯	伯	高	頭	美	子	取	郡別康	病類	◎傳染病患死者有執
	計	計		郡	郡	郡	郡	郡	郡	市	市	別見	别	梁 标 由
	最の言葉	0			I	0	0 E		4	<u></u>	三	者則有		起死
-	<u> </u>	01.4	亭	$\dashv$	1	=	-	H		干		者思ス	フチ腸	有有
A COLUMN TO A COLU	 	<u> </u>	丰	4	-			-	+		-	者を入れる	フラ	翰
The second	士			1			1	1	-			者患着	痘	台
STATE OF THE PERSON.	五		1		1							者者是者	紅猩	
	101111	10	F		Ē		H				H	者思ア	・ テ ヂ リ フ	Ŏ 印
-	= 1			-	丰		丁				T		育性法	ハ疫
	+	1		1	+	1					1	者思	:髓腦行・スペ	揪
•				<u> </u>	<u> </u>	<u></u>	خلت		سنسط					•

振

興

課

(三) 廢止、 於け

第千三百五十四號

報

鳥

取

縣

公

昭和十七年七月二十八日

(第三種郵便物認可

取 縣 公

報

## 旅 死 亡

本籍、住所 不詳

氏名、職業 不詳 男 推定六十歲位

三 人相、相貌、特徵 身長五尺四寸位、中肉、其ノ他顔面、頭 部等、粉碎サレ原形ヲ留メザル爲判明セズ

右脚關節ヨリ切斷左足小指ナシ、松葉杖ヲ着ス

所持金品 現金十二圓九十四錢、茶色羅紗外套外衣類等五點 ル天乘馬ズボン、木綿立縞綿入襦袢ヲ蓍シ、松葉杖ヲ着ス 著衣及所持金品 著衣 鼠コットンシャッ上下、茶褐色コ

警察ョリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年五月十日

死亡年月日 推定昭和十七年五月十日午前零時

ノ不自由ト個獨ナラント祭スル點ヨリ鐵道線路飛込厭世自殺ヲ 死因 本人ハ生前ョリ右脚關節ョリ骨疽ノ爲切斷シ居リ身體

八 死亡ノ場所 余市郡大江村大字仁木村 (函館本線基點二二六

二粁二六米)

埋葬年月日 昭和十七年五月十日

埋葬場所 北海道余市郡大江村大字仁木村共同墓地

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十七年七月二十八日發行昭和十七年七月二十八日印刷

#### 0 行 旅 死 亡

本籍、住所、 **氏**名 自稱本籍鳥取縣東伯郡橋津村以下不詳

住所 不詳

二相貌、特徴 耳各並、鼻低ク、短ク頭髮一寸位、 年齡、性別、職業、戶主健治三男自稱山田佐吉 身長五尺位、丸顔、 額狹ク、 特徴ナシ 眉毛、目、<sub>口</sub>四十六年無**職** 

三 著衣及所持金品 黑上著、茶色上著、國防色破レズボン、

破レゴム長靴ヲ穿ツ リヤス破レズボン下、綿ネル破レ單衣、兵兒帶 所持金品 ナシ 以上各一

警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年二月二十四日

假埋葬年月日及場所

備考 昭和十七年二月二十七日函館市山脊泊共同墓地 翌二十五日午後一時四十分腦溢血ニ依り死亡前記ノ通假埋葬ス 右昭和十七年二月二十四日行旅病人トシテ收容救護中ノ處

六 取扱者 函館市長

右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

發 打 取 鳥 取 市 取 東 町

刷 所 鳥 取 刑鳥取縣氣高郡大正村大字古海

ΕD

務 支 所